

**別表7 伝染病の範囲**

海外旅行中に感染した特定の伝染病（平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD—10準拠」に記載された分類項目中急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱をいいます。）のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始された場合に疾病治療費用共済金および疾病死亡共済金をお支払いします。